

- (七) 徳大寺家領般若野庄 砺波市
- (八) 安楽寿院領高瀬庄 井波町と福野町
- (九) 安楽寿院領日置庄 立山町
- (一〇) 伊勢神宮領弘田御厨 富山市北部
- (一一) 伊勢神宮領射水御厨 高岡市内か
- (一二) 長講堂領新保御厨 不明
- (一三) 後院領吉岡庄 福岡町か
- (一四) 石清水八幡宮領埴生保 小矢部市
- (一五) 松尾神社領松永庄 小矢部市
- (一六) 新熊野社領立山外宮 富山市か
- (一七) 東大寺領入善庄 入善町
- (一八) 気比神宮領奈古浦 新湊市

二、個別荘園の沿革

妙香院領大家庄

この荘園は越中における寄進地系荘園の中でも最も早いものである。しかもとびぬけて早く、遅くとも十世紀中期には設置されている。

村上天皇の応和元年（九六一）六月五日、故藤原師輔（官府から下付された証明書）の譲状によって、越中国大家庄（おうえのしょう）など一一か所の荘園は、その公驗（くげん）（五〇二頁）。師輔は平安時代中期の公卿で右大臣になった人であ

る。太政大臣・関白忠平の子である。関白職は兄実頼がついだが、娘安子が村上天皇の皇后となり、冷泉・円融の両天皇を生んだことから、子兼家・兼家、孫道長と関白職を相承して、この家はのちに藤原氏の嫡流となった。

右の師輔の譲状によれば、大家庄は応和元年より以前に藤原氏の莊園になっていたことが明白であり、藤原氏の莊園であるから、藤原氏に寄進された、寄進地系莊園であったと考えられる。

それより三〇年後の永祚二年（九九〇）二月、権僧正尋禪の入寂に際し、その遺誠により、別院及び越中国大家庄などの莊園を、延暦寺山内の妙香院に施入した（『[『]県史[』]（五〇九頁））。妙香院は比叡山内飯室谷にあり、天台座主、元三大師良源（九二二～八五）の開いた一院である。

大家庄は下新川郡朝日町の西部にある。今も大家庄という聚落がある。この大家庄地区のあたりに、この莊園があったと考えられる。

摂関家領阿努庄

^{あなのしょう}阿努庄は安努庄、あるいは安奴庄などとも書く。この庄は後に阿努上庄と阿努下庄に分割された。いま氷見市の中央

を西より東に流れる上庄川があり、その谷を上庄谷というのは、阿努上庄に由来する。この上庄谷がかつての阿努庄の領域である。

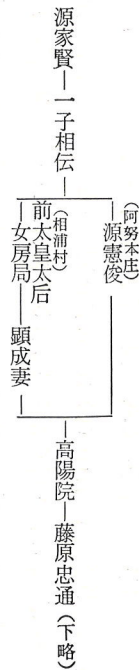
^{めのみ}この上庄川の流域（上庄谷）は律令制の行政区分では、射水郡阿努郷に属し、『萬葉集』卷十九に出る射水郡大領安努君^あ広島の本貫の地である。阿努郷には奈良時代から平安中期にかけて、東大寺の封戸があった（『[『]県史[』]（四九四頁））。



朝日町大家庄地区

阿努庄の成立の事情、および伝領のあらましは陽明文庫本『兵範記』仁安二年秋巻の紙背文書により、知ることができる（『纂史』七四〇頁）。

その伝領関係は甚だ複雑であるから、はじめに図式化して示すことにしよう。



右の『兵範記』紙背文書は、長文であり、また所々に欠字があり、難解な文書であるが、概要を記せば左のとおりになるであらう。

久安二年（一一四六）より仁平三年（一一五三）まで越中守であった藤原顕成の解状によると、阿努庄はもと源家賢の私領であった。家賢は醍醐源氏で、源高明（康保三年、九六六年、右大臣となる）の子孫であり、康平四年（一〇六一）十二月、越中權守となっている。

源家賢の後は一子相伝したが、やがて阿努庄は二分されて、阿努本庄と相浦村とに分けられた。阿努本庄は源憲俊に、相浦村は前太皇太后女房局に譲られ、さらに女房局から顕成の妻に贈られた。保延（一二三五〜四一）のころになって、憲俊は阿努本庄を高陽院に寄進した。同時に相浦村も高陽院に寄進された。

（註）源憲俊は村上源氏、源顯房（永保三年、一〇八三、右大臣となる）の子孫であり、近江守・右大將・太宰大貳を歴任した。源俊親（永久二年、一一一四、越中守となる）はその兄である。越中守源俊親の弟憲俊が、阿努庄の領主となっていることは注目に値する。前太皇太后女房局については不明である。高陽院は、保元乱の立役者たる藤原忠通およびその弟頼長の妹姪子であり（即ち藤原忠実の姪）、長承三年（一二三四）鳥羽上皇の皇后となり、保延五年（一二三五）高陽院の院号を授けられた。つまりこの保延のころに阿努庄は女院領となったわけである。『尊卑分脈』によれば、同時代に藤原顕成と源顕成とがいるが、この場合は越中守藤原顕成を採るべきであらう。顕成の活動については後述する。

その後、阿努庄と相浦村とは、高陽院よりその兄藤原忠通（摂政・関白・太政大臣を歴任する、法性寺殿という）に譲られた。それで前記紙背文書の冒頭に、「前太政大臣家政所」と書いてあるのである。

しかるに越中守藤原光隆（保元二年～平治元年、一一五七～九の間に在任）は、阿努庄において庄家を損亡し、年貢を押収したという。それで現地の庄家からの注進により、国衙が不法に年貢を抑留することを禁止するよう、前太政大臣家政所から太政官に訴えたものである。

以上が陽明文庫本『兵範記』の紙背文書で分ることだが、この高陽院から藤原忠通への譲渡と越中守藤原光隆の行動の政治的背景を考えてみよう。

これらの事象の背景には、白河院政の莊園抑制政策、その反動としての鳥羽院政の莊園増長政策、さらに保元の乱後の莊園抑制政策（いわゆる保元新制七か条）が考えられるであろう。

白河院政時代は、後三条天皇の莊園整理政策がそのまま継承された時代として知られている。

ところで次の鳥羽院政時代には、白河院政時代の莊園抑圧政策の反動として、手放しに近い莊園増立が行われたが、それは皇室御領のみでなく、摂関家その他の権門・寺社でも同様に進行した。その代表例は藤原忠実である。

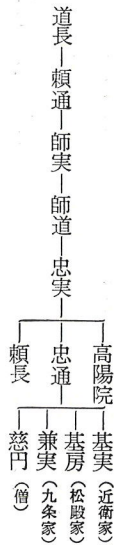
彼は、後三条・白河二代にわたって痛めつけられた摂関家領莊園の再整備を行った。彼は摂関家再興の悲願に燃えて、道長以後、頼道・師実と代を重ねるごとに、一族への分譲によって分散した所領を、一つにまとめることに努力した。その結果、約一五〇か所の莊園を自分の一手に統合した。またそのほかに、それまで摂政関白となったものが伝領することに定められていた「殿下の渡領」があり、かてて加えて、あらたに摂関家として分割せずに伝領する所領としての「摂関家領」を設定した。

また、忠実は個々の莊園の拡大にもつとめた。その好例は薩摩国の島津庄で、もとは数百町歩の莊園であったが、出

作地を獲得して、八、〇〇〇町歩の大莊園に仕立てた（〔竹内理三「武士の登場」安田元久「院政と平氏」】）。

けれども保元の乱の結果、敗軍の将となった藤原頼長、およびそれに加担した父忠実の全所領は没収されることになった（越中国吉岡荘もその一つで、没収されて後院領となった）。せっかく忠実が苦心して集積した莫大な所領を、頼長に加担したという理由で没収されては、摂関家が重大な打撃を受けることになる。それで忠実の嫡子忠通（〔勝利派の首領〕）は、前年に忠実が忠通から強制的にとりあげた所領、および高陽院の所領、合計百余か所にのぼる莊園を、急いで譲り受け、あやうく没収を免れた。保元の乱以前には、父忠実とその子忠通とは敵対関係にあったが、今や摂関家の運命を護るためには、父子は協力一致したのである（〔竹内理三「武士の登場」】）。越中阿努庄を含む高陽院領が、藤原忠通領となったのはこの時、詳しくいえば保元元年（一一五六）七月二十日である。

（藤原氏系図の一部）



権臣藤原信西は、保元の乱後の終戦処理に乗じて、頼長の所領を没収して、摂関家の勢力をそぐことに一応は成功したが、さらに権門・寺社に対しても莊園抑圧の政策を強行し、いわゆる「保元新制七か条」を頒布した。それは律令政府による最後の莊園整理令であった。その整理令の要点は、第一条に、久寿二年（一一五五）七月二十四日、すなわち後白河天皇の即位以後に、宣旨を受けずに立てた莊園を停止せよ。もしこれを実行しない国司はただちに解職し、子孫に至るまで任用しない。第二条に、社寺院宮諸家が、莊園の本免地の外に、加納田・出作田と号して、公田を押し領し官物を対掉することがあれば、それらを停廃せよ。在庁官人・郡司・百姓らを莊官に補したり、寄人（よりひと）としたり、

ほしいままに名田と称して課役を遁避することを停止して、国務に従わせよ。ただし白河・鳥羽兩院の院庁の下文を帯びるものは、領家からその証文を提出して裁可を得よ。というものであった（第三条以下略す）。

この「保元新制七か条」が頒布された時の越中守は藤原光隆で、彼は保元二年（一一五七）十二月二十九日越中守となり、平治元年（一一五九）十二月二十七日解任されている。光隆は権臣信西の方針に忠実に従って、忠通領となった旧高陽院領阿努庄に対しても、違法の点を衝いて、所当を抑留し、雜物を押取ったのであろう。そこで現地の莊官から、その実状を領家たる「前太政大臣家政所」へ報告し、それによって該政所より太政官に対し、国衙が年貢抑留することを禁止するように、訴え出たのでなかろうか。

阿努庄における違法の内容は不明であるが、「新制七か条」の第二条に、加納余田の停止を強調している点、また現在も旧阿努庄（上庄川下流）に「加納」という大村落が存在している点より見て、加納余田に関するものでなかったろうかと推測される。

この解状の結果はどうなったであろうか。

この解状が出された永暦元年（一一六〇）三月は、平治の乱勃発の平治元年（一一五九）の翌年にあたる。この時点において藤原光隆はすでに越中守を解任されていた。すなわち、『公卿補任』（永暦元年条）によれば、藤原光隆は藤原信頼（平治の乱の敗將）の縁坐により、平治元年十二月二十七日に解官されている。前掲の解状の中に、「然間国司光隆。朝臣、去年□比、寄事於勅事、猥損亡庄家云々」とあるのは、光隆が庄家を損亡したのは去年（平治元年）であったことを示している。光隆はすでに越中守を解任されており、平教盛が平治の乱の功により平治元年（一一五九）十二月に越中守になるが、藤原光雅が越中守となったのは永暦元年（一一六〇）正月二十一日のことであり、教盛の期間は一年に満たなかった（『公卿補任』（文治二年条））。

平治の乱の直後、「保元新制七か条」の立案者であり推進者であった権臣信西は、山中に隠れていたのを発見され、梟首さうしきにされた。越中では「保元新制」の实行者たる国司光隆は解任された。中央政局の転換、地方国司の更迭という好機に乗じて、阿努庄の荘官及び領家政所が、失地回復をはかり、領家の要求が通ったものと推測したい。

ここで、「前太政大臣家政所」の解文を書いた藤原顕成について若干の考察を試みよう。

。久安二年（一二四六）正月二十三日、藤原顕成、越中守に補せられる。

。久安四年（一二四八）十月二十六日、感神院松室坊が私領堀江庄を、越中守藤原顕成に譲与する。

。久安五年（一二四九）八月一日、右大臣藤原実行、所々に慶賀を申す、越中守藤原顕成が前駆をつとめる。

。久安五年（一二四九）十月二十六日、摂政藤原忠通の室、准三宮宗子の侍所始があり、越中守藤原顕成らが職事となる。

。仁平二年（一二五〇）三月八日、鳥羽法皇五十の御賀があり、越中守藤原顕成ら二十余人が参列する。

。仁平三年（一二五三）五月十三日、左大臣頼長の着座の饗があり、越中守藤原顕成が勤仕する。

。仁平三年（一二五三）閏十二月二十九日、顕成は越中守を解任される。

。保元二年（一二五七）二月十二日、春日祭があり、前越中守藤原顕成らが、皇嘉門院殿上人として参列する（皇嘉門院は関白忠通の娘聖子、崇徳天皇の中宮となる。保元の乱後出家する。）。

。保元二年（一二五七）八月十四日、関白忠通の子兼実が初めて昇殿し、前越中守藤原顕成らがこれに随従する。

。永暦元年（一二五九）三月、阿努庄に關して顕成が解状を提出する。

右の記事によつてみれば、顕成は関白忠通の家司けしであり、しかも敏腕で有力なる側近者であつたらしい。越中守となつたのも関白忠通のさしがねであらう。越中守在任中に堀江庄の譲与を受けているのも、職権を利用したものであ

ろ。阿努庄の伝領の過程の中に、「顕成妻」とあるのも注目される。阿努庄が高陽院領となり、次いで摂関家領となった裏面には、顕成の介入・工作があったものと思われる。

次に、阿努庄の範囲について考察しよう。

前掲「前太政大臣家政所」下文には、四至について次のように記している。

四至^(順か)阡^(順か)東限出雲宮、南限水海半分、西限高禪寺、北限波^(順か)志峰也。

右のうち、高禪寺・波^(順か)志峰はいずれも未詳である。水海は『萬葉集』にいう「布勢水海」、後世の十二町潟をさすものであろう。出雲宮は不明であるが、現在氷見市朝日山公園の東麓を「出雲」と呼ぶから、その辺にあった神社であろう。

右の推定に誤りがなければ、阿努庄の北限・西限は不明であるが、南限は十二町潟であり、東限はその潟から流れ出る湊川が境界であったと思われる。そうだとすれば、上庄谷のほかに、旧十二町村・朝日村が阿努庄の領域に入り、この莊園は広大な莊域をもっていたといえる。

賀茂社領倉垣庄

寛治四年（一〇九〇）七月十三日、堀河天皇の夢想により、天皇の御願として、倉垣庄の田地三〇町は、遠江国河村庄などと共に、山城国上賀茂神社・下賀茂神社に供御田^{くぐとでん}として寄進された。



氷見市中村地区

中世には阿努庄中村の史料が多くみられ、阿努庄の中心と考えられる。

〔賀茂社古代庄園御厨〕

日供料

庄園十九箇所

御厨九箇所

寛治四年七月十三日、賀茂御祖社被奉不輪田七百四十五町、為御供田、近日依有夢想、被供御膳也。且是依神税不足也、又分置御厨於諸国、俗諺曰、将亡聽政於神、此謂也。

(中略)

越中国倉垣庄 田地三十町

(下略)

(『県史』
五八九頁)

倉垣庄の前身および荘名の由来について、『小杉町史』は堀河天皇の寄進であることと、その荘名や賀茂社の末社の存在などから、次のような考察を行っている。

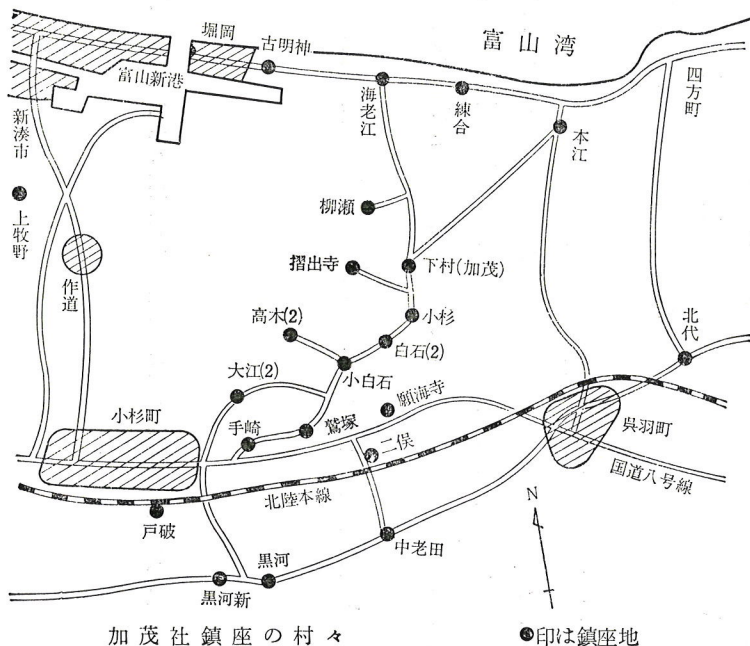
賀茂社に寄進された倉垣庄の田地三〇町は、すでに開発されていたもので、このほかに未墾地がかなりあったと推定される。倉垣庄は、早くから皇室が空閑地くがちや荒廢地を占有開墾して勅旨田と定め、不輪田化していたものである。その位置はおおよそ放生津瀉の東部、下条川・鍛冶川のデルタ地帯から、その東方一带に広がる原野であったろう。そしてその一部にあたる不輪田三〇町が、寛治四年(一〇九〇)に賀茂両社に寄進され、ひきつづき不輪不入の特権を与えられたのである。

倉垣庄の荘名の由来は、奈良時代の律令制にもとづいて、諸国各郡に設置された正倉院に由来するものであろう。正倉院は今も奈良東大寺のもののみが有名であるが、元来は諸国各郡に設立されたもので、正税として納められた租稻を保管する倉であった。院とは本来は垣のことであり、その垣の内を院内とよび、倉庫を倉院くらがにといった。今も小杉

町に郷倉^{ごうくら}や倉田という姓が多いが、これを平安時代の郷倉Ⅱ倉院に結びつけて考えることができるようである。

上賀茂（賀茂別雷神社）・下賀茂（賀茂御祖神社）の兩社は、共に山城国一ノ宮で、歴代天皇の尊崇があつく、ことに平安奠都以降は、皇城の守護神として最もあつく尊崇された。全国いづこの莊園においても、大社の莊園には必ずといってよい程、その神社の分霊が勧請せられ、莊園住民の精神的統制の中核となっている。この倉垣庄においても、賀茂社が二十数社祀られており、兩賀茂大社と倉垣庄との結びつきが、いかに密接であつたかが伺われる。正徳二年（一七二二）の『射水郡社号帳』によれば、その鎮座地は次のとおりである（『富山県神社祭神御事座』によれば、若干相違がある。練合、黒河新などが増えている）。

黒河村 戸破村^{へわり} 鷺塚村 大手崎村 大江村
 (2) 願海寺村 中老田村 二俣村 小白石村
 村 西高木村(2) 古明神村 海老江村 打
 出本江村 下村 柳瀬新村 摺出寺村 小杉村



大白石村(2) 上牧野村 きたに 北代村

これらの末社の勧請は相当古くからのことと思われるが、その年代は明らかにすることができない。下限はおそらく南北朝期か室町期のはじめと考えられる。これらの数多くの末社の中で、小杉町戸破の賀茂神社と、下村の賀茂神社とが最も有力であったようである。下村賀茂社では今日でも流鏑馬神事やぶさと稚子舞奉納をつづけており、戸破賀茂社では今は流鏑馬神事はすたれているが、江戸時代貞享年間には盛大に行われていた事が記録に記されている。

倉垣庄の範囲はどの位の広さであったか。江戸時代に著された『三州志』(図譜村籍卷之三)によれば、

射水郡倉垣庄三十八村 婦負郡倉垣庄と二庄、二郡合せて四十八村。

婦負郡倉垣庄十村 射水郡倉垣庄と二庄也、二郡合四十八村。

とある。つまり、倉垣庄は射水郡と婦負郡とにまたがった四八か村の大庄であった。しかし、これは江戸時代の調べであって、平安時代にはこんなに広い荘域ではなかったと思われる。

祇園社領堀江庄

祇園社領堀江庄は、滑川市の東南部を占め、上市川の右岸に開かれた荘園である。この荘園は十二世紀中葉から十五世紀末に至る三百数十年の歴史を有するが、その沿革については左の二

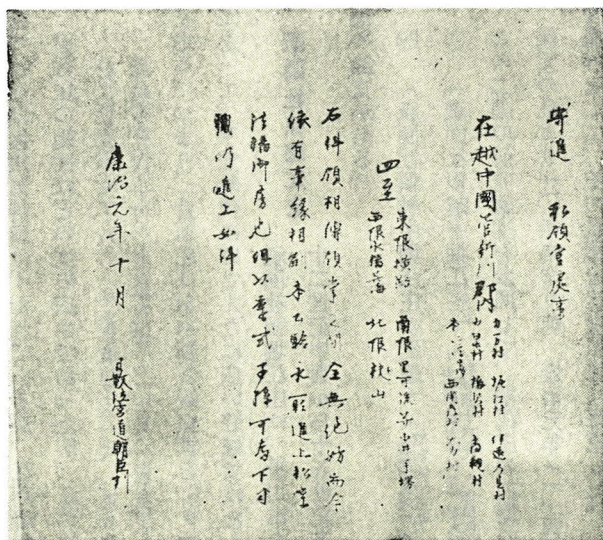
編の論文がある。

(一) 「祇園社領越中堀江庄の変遷」 (『富山史蹟』第四十七号 昭和四十五年、奥田淳爾稿)

(二) 「祇園社領越中堀江庄」 (『皇学館大学紀要』第九輯 昭和四十六年、久保田収稿)

この二編の研究論文を参照して、堀江庄の初期の部分を略述しよう。

保元の乱より一〇年あまり前、康治元年(一一四二)十月、散位宮道季式すえのは、その子孫が代々下司職を保有することを条件として、その私領を松室法橋に寄進した。



宮道季式寄進狀 (『祇園社記』)

寄進 私領者処事

在越中国管新川郡内

力万村 堀江村 伊遠乃見村
小泉村 梅沢村 高槻村
本、西開発村 大力村

四至 東限横路
西限水橋并海

南限里可流并小井手界
北限扶山

右件領相伝領掌之間、全無他妨、而今依有事縁、相副本公
驗、永所進上松室法橋御房也、但以季式子孫可為下司職、
仍進上如件、

康治元年十月 日

散位宮道朝臣判

(『祇園社記』 神領越中国 『果史』
堀江庄古文書 六九一頁)

地方の豪族らが自己の私有地を中央の有力な貴族や寺社
に寄進して領主と仰ぎ、自らは現地の莊官(下司職)として
實質的に莊園を支配したのが、いわゆる「寄進地系莊園」
(あるいは寄進型莊園)であるが、堀江庄はその典型的な例
である。

た。『今昔物語』(第二十卷七話)や『勸修寺縁起』『小世継物語』などに、宮道弥益の娘に関する有名な物語が載っている(第一節第三項参照)。

宮道弥益の子孫が越中へ移住して、兄が太田式宗となり、弟が蜷川親直になったという伝承がある(坂井誠一『「源氏の武家」——
が、これは寺伝をもとにしたもので、必ずしも確実なる史実とは言えない。しかし単なる虚構とも思えず、何かの拠

り所があったようである。

太田式宗と堀江庄の宮道季式とは、ともに「式」の字を共通にしていることからみて、同族と考えることもできる。また、宮道朝臣の一族は十二世紀のはじめごろ、堀江村付近に移住して開発領主となり、その庶流がさらに太田村・蜷川村辺へ蕃衍し、太田氏・蜷川氏を名乗ったということも考えられる。

次に、寄進を受けた松室法橋という人について述べよう。

法橋はつはしというのは僧侶の位階で、法眼はうげんの次に位し、律師に相当する。ところで、松室法橋はいかなる経歴の僧であるか明らかでない。木倉豊信氏編の「中越史料綜覧稿」(昭和十二年)に、

康治元年十月、是月散位宮道季式、所領越中新川郡内力万・堀江・伊達乃見・小泉・梅沢・高槻・本荘・西開発・大力等ノ諸村ヲ、山城感神院松室坊ニ寄進シ、子孫ヲシテ下司職タラシム

とあり、松室坊を感神院の僧と見なしている。(感神院とは祇園社Ⅱ八坂神社の初期の名称である。貞観十八年(八七六)僧円如が播磨国広峰より山城国八坂に祇園天神を遷し、精舎を建てて観慶寺感神院と号した。これが祇園社Ⅱ八坂神社の起原である)

『富山県史』史料編Ⅰ古代もこれに従い、奥田論文も同様である。

しかるに久保田論文では、祇園社の社僧の中に松室法橋の名を見いだすことができず、『尊卑分脈』の中に、藤原為房の子、顕隆の弟に寛誉という者があって、「法眼、松室と号す」と注があり、年代も合うので、この人でないかという。この寛誉は興福寺の僧侶のようであって、祇園社と関係有しているように思われず、従ってこの時の寄進は祇園社に対するものとは考えがたいと言う。この寄進状は、文字通り、宮道季式より松室法橋に寄進されたものであり、このころの他の荘園の場合と同様、所領の保全のために寄進をして、松室法橋を領家と仰ぎ、季式は在地の領主として下司職を確保したものと解してよいと述べている。

さて、松室法橋を領家とした堀江庄は、康治二年（一二四三）五月、国使と領家使とがその四至を実検して、越中守から国免莊としての認定を得た（『県史』六九五頁）。この時の越中守は源資賢であり、久安二年（一二四六）正月備後守に転じた。資賢が越中守となったのは保延三年（一二三七）十二月であり、この間足かけ一〇年間にわたる。堀江庄が宮道季式より松室法橋へ寄進されたのも資賢が越中守在任中であつた。彼がいろいろ便宜を計つたことが想像される。

資賢の次に越中守となつたのは藤原顕成であつた（『県史』六九七頁）。顕成は歌人で知られた藤原顯輔の子であり、同じく歌人の聞えのある清輔、顯昭も顕成の兄弟である。顕成は政治的手腕のすぐれた人物であつたらしく、関白藤原忠通の家司であり、左右大臣家・太政大臣家・摂関家などへしきりと出入りしている（『県史』七〇九、七二〇、七二一、七二四、七二八、七三二頁）。

彼の越中守就任後間もなく、久安二年（一二四六）十二月二十三日、越中守藤原顕成は、堀江庄を不輪莊として、官物雑事を免除することを留守所に命じ、翌三年（一二四七）正月十五日、留守所はこのことを下文で伝えた（『県史』六六九頁）。その翌年の久安四年（一二四八）十月には、早くも堀江庄は法眼和尚より越中守（顕成）に譲与されたのである（『県史』七〇七頁）。この譲与行為は、国司の方から工作したものか、あるいは実力者顕成におもねる為に松室法橋から積極的に働きかけたのか不明である。

既述の阿努庄一件も顕成の訴えによつて起こされたものであり、それより先に、阿努庄の一部たる相浦村は顕成の妻のものとなつていた（『県史』七四四頁）。顕成は八年間も越中守を勤続し（もちろん任国には赴任せず）、越中守としての名声は高く、彼の子の良遍という僧（東寺長者となる）は、「越中法印」と呼ばれていたほどである（『県史』六九八頁）。

しかし、この時にも堀江庄と祇園社との関係はまだあらわれていない。堀江庄が祇園社領となつたのは、文治二年（一一八六）のことであらう。この年六月、祇園社で六月会がはじめられたが、その料所として堀江庄が寄進されたのである。顕成かその子弟によつて寄進されたものと考えられるが、その間のいきさつは不明である。その中には滑川も

入っている。

文治二年六月十六日、被始行六月会、料所越中国堀江庄法会料所、同国梅沢、小泉、滑河三ヶ村、舞楽祿、酒肴料所

庄役次第

堀江庄役十二貫、導師呪願各一貫、諸僧中十貫支配見別紙、三ヶ村役五貫衆人舞人祿饗膳等料

(『社家系々記録』『八坂神社記録』所収)

以後永く、堀江庄は祇園社領としてその歴史を経過するのであるが、その変遷については『富山県史』通史編Ⅱ中世に詳述されるであろう。

終りに、堀江庄の莊域について述べる。

康治元年十月の寄進状(『県史』六九二頁)には、堀江庄の四至が記してある。それによれば、東限は横路、南限は里河流并小井出村、西限は水橋并海、北限は扶山となっている。

東限の横路は旧北加積村内にあり、滑川町より東方四結ほどの所である。南限の小井手は旧上条村内にあり、今は小出と書き、白岩川右岸の村である。里河流は白岩川かその支流であろう。西限の水橋は白岩川の河口にあり、古くから有名な渡りであつたらしい。清少納言の『枕草子』には、「わたりは、しかすがのわたり、こりずまのわたり、水橋のわたり」と記している。北限の扶山は不明、現在の地名からは発見できない。寄進状に記された堀江庄内の村のうち、梅沢村・堀江村・伊遠乃見村(いま魚躬村と書く)・小泉村・高槻村(いま高月と書く)は今も存続しているが、刀万村・大力村は今の地図からは発見できない。西開発村は水橋町の南方の下条開発であろうか。

四至を右のように仮定すれば、堀江庄は東西約七結、南北約四結、面積およそ二八平方結の広さの莊園となる。しかし、莊域には変動があつたようである。康治元年(一一四二)の寄進状には刀万村など九か村の名がみられるが、翌

康治二年（一一四三）の越中国司の庁宜をみると、松室法橋領の村々は刀万村・堀江村・本庄村・小泉村・梅沢村・西開発村の六か村になっている。また、横路というのは村名でなくして道路名だとする説もある。この莊域は白岩川・上市川の複合デルタ地帯を占め、豊沃な水田地帯をなしている。

（註）高橋政二著『滑川の郷土史』（上巻）によれば、横路村は東方にかけはなれているために四至の横路は村名とせず道路名と見なす。往古立山參道が今の上市往來に準じた道をたどり、追分を起点として柳原村の櫻原神社の脇を通り、森尻・三日市（上市近郊）・日中・岩峠へと通じた道路があったと伝えるから、その道をさすであらうと言う。

内蔵寮領蟹谷庄

町村合併以前に、西砺波郡西部、石川県境に、東蟹谷村・北蟹谷村・南蟹谷村という三か村があった。いずれも山村である。いまは北・東蟹谷村は小矢部市に属し、南蟹谷村は福光町に属している。平安時代にこのあたりに蟹谷庄があった。その中心地は北蟹谷村の末友付近であつたろう。この地は、この付近では最も広い平坦地であり、土地肥沃である。

堀河天皇の永長二年（一一九七）八月二十五日、内蔵寮領蟹谷庄の庄司について、某信高（姓欠く）より庄司所望の申請があつたが、高階為章が庄司を二十余年を勤続して、今に過怠がないので、続いて本司であることが認められた（『中右記』『興』）。承徳元年より二〇年前といえ、承暦元年（一一七七）である。蟹谷庄は、承暦元年以前に成立したことがわかる。

内蔵は三蔵の一つである。三蔵とは齋蔵・内蔵・大蔵である。齋蔵は神祇祭祀の資財を、内蔵は皇室の資財を、大蔵には国家政府の財物を納めた。これが令制では、齋蔵・内蔵を併せて内蔵寮となつた。

平安末期、官職世襲の傾向が進行するとともに、大蔵省寮・内膳司領・内蔵寮領・大炊寮領・掃部寮領・主殿寮領・典藥寮領等々の諸司寮領が成立してくる。内蔵寮領もその一つである。こうした官司のほとんどが「内廷」関係の

官司であり、その所領群の内容から見て、これは皇室御領に入れて考えるべきであろう。元弘三年（一二三三）の内蔵寮等目録によれば、内蔵寮領国は全国の三四か国にわたり、北陸道では、若狹・越前・能登・越中が含まれている。
〔網野善彦「荘園公領制の形成と構造」『土地制度史』一所収〕。

蟹谷庄の庄司であった高階為章は、白河上皇の近臣として有名な人である。上皇は彼の京の邸宅を再三にわたって訪問されたほどである。その子宗章は長治二年（一一〇五）十二月三十日越中守となった。父為章が蟹谷庄司であったこと、彼が院の近臣であったことと、関係があったと思われる。

円宗寺領石黒庄

石黒庄は現在の福光町と城端町の町域の大部分と福野町の一部を占める、極めて広大な荘園であった。この荘園については、『福野町史』『福光町史』、故布村安弘氏論文、故林喜太郎氏報告などがあるので、それらを参考にして概略を述べたい。その根本史料は「越中国円宗寺領裁判書」（別称「弘長二年関東裁許状」）であり、すこぶる長文詳細なものであり、史料価値は甚大である。

石黒郷が占める地域は、十郷から成り、北は蟹谷庄・野尻郷に接し、東は高瀬庄に接し、南は袴腰山脈、西は医王山脈に連っていた。庄内十郷は左の三か庄に分かれていたので、これを「石黒三箇庄」と呼んだ。

A 庄—石黒郷（上・中・下三郷に分かれる）石黒氏領

大光寺郷（山田川沿岸の旧山田村あたりか）

直海郷（旧北野村・旧穀谷村のあたりか）

B 庄

院林郷（旧広塚村・院林を中心とするあたりか） 円宗寺領

太海郷（旧東太美村・西太美村・太美山村あたりか） 円宗寺領

吉江郷（旧吉江村あたりか）

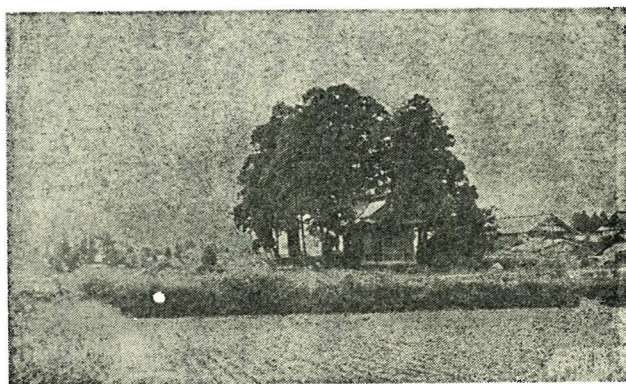
C 庄
弘瀬郷（旧広瀬村・広瀬
館村のあたりか） 円宗寺領
山田郷（旧南山田村・大鍋屋村
・城端旧町あたりか） 円宗寺領

A 庄石黒郷は上・中・下三郷に分かれており、上郷は旧福光町付近、中郷は旧東石黒村付近、下郷は西野尻村あたりであったであろうといわれている。

石黒郷は石黒庄の本庄であり、豪族石黒氏の本貫の地であり、石黒党の根拠地盤であった。石黒系図（石黒定治保管本）によれば、石黒氏は奈良時代以来の大豪族利波臣^{とらみのおみ}の後裔であるという。石黒氏は平安時代・鎌倉時代・室町時代を通じて、砺波地方随一の雄族であり、源平合戦においても越中武士の首領格として活躍した。いわゆる在地領主の典型的なものである。

莊園としての石黒郷の名は、弘長三年関東裁許状にみえている。また、岩手県^の宮崎求馬家所蔵の石黒系図によれば、石黒下郷は石黒氏累代相伝の私領であり、鎌倉將軍家より安堵状を下されたが、正応年中（一二八八～九三）その下文を焼失したという（『福光』）。徴証はないけれども、石黒本庄は平安時代中期ころからの石黒氏の私領であったと思われる。

B 庄・C 庄を通じて特筆すべきことは、院林郷・太美郷・弘瀬郷・山田郷の四か郷がともに円宗寺領であることである。



福光町天神地区

石黒庄弘瀬郷のあたりと考えられる。

円宗寺はもと円明寺といい、後三条天皇の御願寺であり、延久二年（一〇七〇）十二月二十六日盛大なる落慶供養があった（『扶桑略記』）。同三年、寺号を改めて円宗寺とした。最初、金堂・講堂・法華堂が建てられ、つづいて常行堂・灌頂堂・五大堂などが増設された。このような巨刹であったが、後世衰微して仁和寺の院家となり、やがて廃寺となり、関係文書はすべて仁和寺に納められた。寺址は京都市右京区花園町仁和寺の南西にある。

石黒庄内の四か郷がいつ円宗寺領となったかは不明であるが、後三条天皇の崩御（延久五年、一〇七三）のしばらく後、承暦年間（一〇七七～八二）のことであろうとされている。仁和寺文書「代々官符并牒状等目録」に「一、承暦二年八月二十二日石黒庄本公驗事」とあることから、立庄の時期が推知される。

「越中国円宗寺領裁判書」とか「弘長二年関東裁許状」と呼ばれる長文の古文書は前田育徳会尊経閣文庫（東京都目黒区）が所蔵する文書である。この文書については布村安弘氏の「越中国円宗寺領裁判書の価値と解明」なる論文があり、円宗寺領石黒庄の変遷を次のように簡明に説明している。

「在地土豪が領主化し武士化する過程は、十一、二世紀の顕著な社会の趨勢である。越中国石黒庄が、仁和寺の院家たる円宗寺の所領となったのは、十一世紀の後葉、承暦年間のことの様であるが、その一部山田郷の弘瀬村に、十二世紀末藤原定直と称する土豪があった。

この方面の開発者であった祖先定綱以来、円宗寺と特殊な関係を有したことは、その家に伝来した康和元年（一〇九九）の寺家政所下文によって証明できる。父祖の後をうけて寺家の房人となっていた定直は、改めて弘瀬村の下司職に補せられた。その年次は明らかでないが、平家時代の末で、彼の青年時代であろう。その後間もなく源平抗争の世となり、治承六年（一一八六）二月木曾義仲から山田郷弘瀬村の下司職に任ぜられた。この前年九月には、木曾の先陣は越前で平家方と合戦をして居り、越中石黒庄の住人等を誘う義仲方の手が早くも廻っていたらしい。治承七年、

即ち寿永二年五月、義仲自ら兵を率いて越中に進軍し、砺波山で平家を撃破した時、義仲の味方となって働いた石黒一党の中には、定直とその一族があったことは想像に難くない。

その後政変の舞台は目まぐるしく転変し、翌寿永三年正月、義仲の敗死、関東頼朝の勢力が交替して、文治元年（一一八五）十月の全国平均守護地頭の設置となるや、飯埜三郎康家が地頭職に補せられた。続いて渋谷三郎有雅や新田四郎維憲が山田郷地頭職に補せられた。この山田郷は従来弘瀬村を包含するものであったことは、先の寺家下文や義仲下文にも明らかところであるが、下司定直の郷里弘瀬村が山田郷から分離して、別に弘瀬郷として独立の形をとる様になる。」

次に大海郷と院林郷について述べよう。

この両郷も十一世紀の後葉に円宗寺・仁和寺（本所）に寄進された。領家は京都山科の醍醐寺の院家遍智院である。院林郷には在地の土豪院林氏がいた。地名をとって姓としているから、土着の豪農が武士化したものであろう。鎌倉時代のはじめに院林二郎がおり、幕府の御家人となり、のちにこの両郷の地頭職に補せられた。南北朝時代に足利尊氏の軍に従って、京都その他各地に転戦した院林六郎左衛門入道了法は、この子孫である。

『源平盛衰記』に出てくる太見七郎光能は、この大海郷の武士であらう。

直海郷は後に能美郷と記した。城端町南部である。鎌倉時代の史料であるが、弘安九年（一二八六）十一月、造外宮所は越中国石黒庄直海郷の外宮役夫工米を、内宮の例に任せて免じた（『御装瀧川歌』）。これより先、嘉保二年（二〇九五）正月、白河法皇は越中大黒庄の造大神宮役夫工米のことを沙汰せしめた（『中右記』）。越中には大黒庄は見

あたらず、石黒庄の誤記かと思われる。役夫工米とは人夫の代として出す米銭の意であり、平安末期から鎌倉時代にかけて屢々行われた公事である。ことに伊勢内外両宮の式年造営の費用として、権門勢家・寺社領であると公領であ

るとを問わず、全国一律に徴収された。しかし、中には特殊事情によって免ぜられた所もあった。

徳大寺家領
般若野庄
般若野庄の荘域は、砺波市の東部及び高岡市の南部、庄川の兩岸にわたり、旧柳瀬村・太田村・般若村・東般若村・中田町・般若野村・梅壇野村・梅壇山村などのどこかであったはずである。

現在庄川によって東西に二分され、庄東地区・庄西地区と称せられているが、中世のころは庄川はずっと西の方に流れ、野尻を経て津沢あたりへ注いでいたというから、般若野庄は一つのまとまった地域であったらしい。

般若野庄は中世を通じて、徳大寺家の荘園として、越中史上に屢々現われてくる。徳大寺家は藤原氏北家閑院流で、藤原公季を祖とし、清華家の一つである。家名の由来は、平安末期、藤原実能が京都衣笠岡に徳大寺を建立してより、徳大寺殿と呼ばれたことに起因する。その子公能は楽才を以て聞こえ、越中守となり、その子実定は議奏公卿として朝廷幕府間を斡旋した。藤原公能は大治元年（一一二六）二月二十四日越中守に任ぜられている（『公卿補任』。この人は高野山に御塔一基を造進しているところよりみれば、よほど裕福であつたらしい。すなわち大治二年（一二二七）十一月四日、白河法皇・鳥羽上皇が高野山に行幸なされて、御塔二基を供養されたが、その一基は宗長者権僧正勝覚が本院の御祈願所として建立し、一基は越中守公能が新院の御祈願所として建立したものである（『中右記』同日条）。『畧史』六五一頁）。こういう実力者であるからして、地元の開発領主から進んで般若野庄を寄進して、その保護を求めたか、あるいは公能自身が工作して自己の所領としたものであろう。

般若野庄が徳大寺家の荘園となつたのはいつであらうか。これを確認する史料は見つかからないが、藤原公能の越中守に補任の大治元年（一一二六）から、文治二年（一一八六）までの約六〇年間の間のことと考えられる。

『吾妻鏡』文治二年（一一八六）六月十七日の項によれば、内大臣徳大寺実定家領越中国般若野庄において、北条殿目代比企朝宗らが莊務を押妨したので、源頼朝がこれを停止させたと記す。これによって、文治二年には確実に徳大

寺家領であったことがわかる。ただし、実際に徳大寺家領となったのは、公能が越中守だった大治元年をさほど降らない時期であろう（大治二年には源仲経が越中守となっている）。

安楽寿院領高瀬庄

高瀬庄の莊域は、近世の高瀬郷を中心として、山見郷及び井口郷の一部にもわたったと考えられるが、明確なことはわからない。

高瀬庄の起原は判然としない。『福野町史』によれば次のように簡潔に沿革を記してある。

高瀬神社には早くから社領としての莊園が寄せられたであろうし、それが後の高瀬庄となったものと思われる。鎌倉時代には皇室御領として大覚寺統に相伝されたが、そのはじめは遠く鳥羽天皇の皇女八条女院の御領にまで遡るようである。それがやがて南北朝の初めに皇室の手を離れ、足利尊氏によって奈良東大寺に寄進され、同寺の有力な經濟源の一つとなった。

右は高瀬庄の沿革の概要であるが、今少し詳しく考究しよう。『井波町史』にはより精密な記述があるので、それを参考にする。

高瀬地区は延喜式内高瀬神社の鎮座地である。この神社は越中一ノ宮と称せられた時代もあり、射水神社に匹敵する越



高瀬（石仏）遺跡（井波町高瀬）

中の代表的大社である。また、条里制の遺構なども残っており、国指定史跡「高瀬遺跡」(初期荘園の在家址かといわれる)も発見されており、この地が古くから開発されていたことは一般に承認されているところである。

九世紀の中期以後、ここに大学寮勸学田が設置された。『延喜大学寮式』諸国田条には次のように記している。

越中国砺波郡壘田地壹拾捌町肆段貳伯步。

就中、熟田十三町二段冊步。

未開地五町二段百六十步。(中略)

右田准郷備賃租、以充学生食。

これは、高瀬郷に設置された大学寮壘田地(総面積一八町四段二〇〇步、未開地五町二段一六〇步、熟田一三町二反四〇步)の賃租収入を以て勸学院の学生に支給する食料代にあてたのである。その設置年代は明らかでないが、『延喜式』の完成した延長五年(九二七)以前には成立していたことは確かである。『井波町史』によれば、九世紀中期以後、大学寮関係者が三人も相ついで越中守・越中権守に任ぜられているから、このころに設置されたのであろうと推定している。

この大学寮壘田(勸学田)は、律令制の衰頹と共に形骸化し、有名無実となっていた。そして、その址地と推定される所は、井波町指定史跡「勸学田址」として、わずかにその名残を止めている。

この大学寮壘田の退転とひきかえに、高瀬庄が誕生してくる。高瀬庄の起原もまた不詳であるが、十二世紀中期の鳥羽法皇のころであったと推定される。その理由は次のとおりである。

高瀬庄は越中新川郡日置庄とともに、安楽寿院領であった。安楽寿院とは京都市伏見区にある新義真言宗の寺で、保延三年(一一三七)鳥羽上皇が藤原家成に命じて鳥羽離宮内に建立させたものである。はじめ金堂が建てられ、次に

三重塔、つづいて五重塔その他が造られた。当時は院政の黄金時代で、贅をつくして堂塔が営まれた。鳥羽法皇も、その子近衛天皇も、この寺内にて埋葬された。鳥羽法皇は康治二年（一一四三）に山城国鳥羽の芹河・真幡木・上三栖および散在御領を本寺に寄進し、以後多くの莊園が寄進された。これらは皇女の八条院暲子内親王にゆずりわたされた。八条院領の中でも安楽寿院領は最大なもので、その範囲は全国に及び、約七〇の莊園や神社を含んでいる。その中に越中国高瀬庄や日置庄も入っているのである。

「安楽寿院古文書」の中に左の文書がある。

一 無量寿院 号九体堂

久安三年八月十一日御供養願民部卿奉行造之御相折米四百四石八斗六升加潤月仏供月別卅一石五斗六升六合

（中略）

西谷寺五十石正月分 卅一石五斗七升

（中略）

七月 十六石二斗
日置庄十五石三斗七升

日置庄七十石 八月同 九月 卅二石六升
高瀬庄百石 十月同 十一月同 高瀬八石五斗一升

十二月 廿八石三斗五升

已上仁安三年月宛支配

右文書によれば、仁安三年（一一六八）には明らかに日置・高瀬両庄は安楽寿院領となっている。してみれば、この両庄が安楽寿院領となったのは、保延三年（一一三七）から仁安三年（一一六八）までの三〇年の間のことである。ただし、

保延六年（一一四〇）には、鳥羽法皇御領処分るときに、法皇御領一二か所と安楽寿院領などの譲与を受けているから、日置・高瀬両庄の安楽寿院への寄進は、保延三年から同六年までの間のことかもしれない。

安楽寿院領を含む八条院領は、その後、順徳天皇・後鳥羽天皇・後高倉院などを経過して龜山天皇に伝領され、やがて大覚寺統の最も重要な所領となった。正応二年（一二八九）の高瀬庄の総田数は一二六町四反余で、荒田は極めて少なく、九九％が開発されている。

日置庄の所在地については三説がある。

安楽寿院領日置庄

第一は立山町日置（旧利田村日置）付近である。日置という村名が有力な理由になるが、立地条件を見るに常願寺川の堤防の右岸に接近しており、昔は氾濫原であったと思われる。今もあたり一帯の土質は砂礫層で形成されている。ただし常願寺川は中古には扇頂の上澗から富山市方面へ、すなわち西北方へ流れていたといわれるから、あるいはこの地は安全地帯であつたかもしれない。

第二は立山町日中（旧上段村日中）付近である。地名が日置でなく、日中であることが難点であるが、立地条件は上である。日中は白岩川によって東側を削られた台地上にあるが（常願寺川の河岸段丘）、その周辺は肥沃な水田地帯で、特に東方白岩川の谷は湿地帯であり、古代からの水田適地であつたと思われる。近くに古鏡を出土した藤塚古墳があり、日置神社の西の源平腰には、土師器や須恵器が多く出土する。

延喜式内社日置神社と称するものも、日置地区と日中地区の双方にあり、論社となっている。

第三は日置地区と日中地区とを包含する地域を日置庄の莊域と考えるものである。日中と日置とは六詰のへだたりしかなく、その中間に五百石町（現立山町の中心地）がある。ゆえに日置・五百石・日中の三集落を包含した地域を日置庄の莊域と考えるものである。「日置庄は五百石町が略その中心であらう」というのが故木倉豊信氏の説である（中越）。

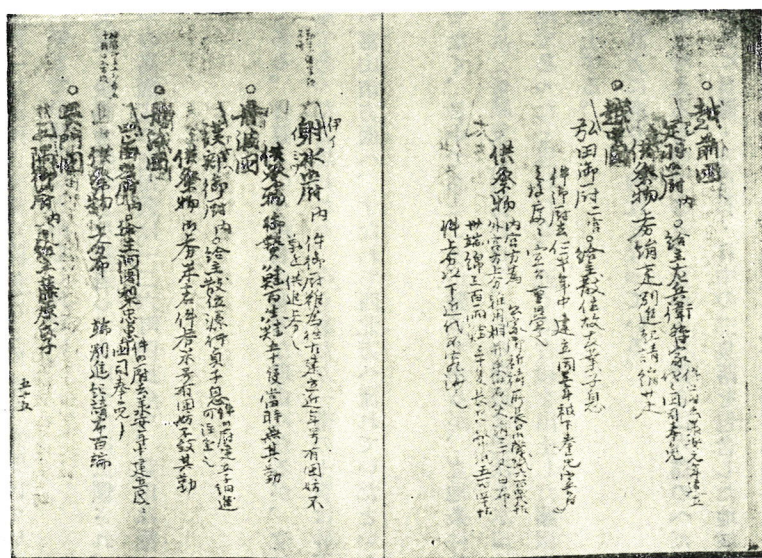
おける皇宮御領と勅王」。筆者は第三説を採るものである。
 「富山史学」第二号

伊勢神宮領 御厨とは古代・中世を通じて存在し
 弘田御厨 皇室・院宮・王臣家や神社の所領

をいい、主として魚貝類・果物類を供膳・供祭物として調達するのを目的とした。ただし平安時代に入ると御厨の乱立が民生を害したので、延喜二年(九〇二)三月に至り、神社のものを除いて、皇室以下の御厨は停止された。故に、御厨といえは神社のものに限るような通念となった。

神社の御厨は後世まで継続されたが、史料の所見は伊勢神宮と山城国賀茂社とに限られている。

特に伊勢神宮の御厨は『神鳳抄』「建久三年二所太神宮神主神領注文」などによれば、平安時代後期から鎌倉時代にかけて、膨大な数にのぼり、それは伊勢国・志摩国を中心に全国に分布していた。越中国の分としては、『神鳳抄』には、弘田御厨・鵜坂御厨・伊水御厨の三か所が記されている。「建久三年二所太神宮神主神領注文」には、弘田御厨と伊水御厨の二か所が挙げられ、鵜坂御厨の名は見えないから、鵜坂御厨は建久以後の設置であらう。「建久三年



皇太神宮建久已下古文書

(神宮文庫)

二所太神宮神主神領注文」越中国の部には次のように記されている（『鎌倉遺文』六二四号）。

弘田御厨二宮。給主散位故友兼子息

（新川郡）

件御厨、去仁平年中建立、同三年被下奉免宣旨之後、度々宣旨重疊也、

供祭物 内宮方為、公家御祈禱所、長日御幣紙六百四十八帖、外宮方上分雜用相并米卅石、八丈絹三十疋、白布卅端、綿三百兩、鮭三十隻、

長日御幣紙五百四十帖、件上分以下近代不究濟之、

（射水郡）

射水御厨 内

件御厨、雖為往古建立、近年号有国妨、不動進供進上分之、

供祭物 御贄鮭百、生鮭五十隻、當時無其勤、

次に、『神鳳抄』の記事を載せよう。本書は南北朝時代の延文・応安ころ（十四世紀の中ごろ）の編纂といわれ、『群書類從』巻九、神祇部九に収録されている。伊勢神宮の全国にわたる御厨についてあます所なく記している。

弘田御厨 三百三十丁、内宮上分長日御幣紙六百四十八帖、外宮上分十五石、八丈絹十五段、四丈布十五段、綿百五十兩、鮭十五隻

内宮

鵜坂御厨 五十丁

伊水御厨 鮭百五十隻

弘田御厨の設立年月は、上記の注文によって仁平三年（一二五三）であることがわかる。その供祭物品を見るに、建久三年のそれと、『神鳳抄』のそれとを比較すると、内宮上分長日御幣紙は同じで、外宮上分米は三〇石から一五石に減り、八丈絹は三〇疋から一五疋に減り、綿は三〇〇兩から一五〇兩に減り、鮭は三〇隻から一五隻に減り、外宮分長日御幣紙は五四〇帖から零と減っている。約一六〇年間にこれだけの変化が見られる。

弘田御厨はいま富山市北部、神通川右岸で、富山市広田（旧上新川郡広田村）あたりにあったようである。供祭物に鮭があるのは神通川の沿岸であったことと関係がある。

伊勢神宮領
射水御厨

「建久三年伊勢大神宮神領注文」には、射水御厨は往古の建立であるが、近年は国衙の妨害ありと称して、供進物を勤進していないとあり、さらに具体的に、供祭物として御贄鮭一〇〇隻、生鮭五〇隻がぎめられているが、当時はその勤進がないと記している。往古の建立といつて年号を記していないのは遺憾である。

射水御厨の所在地は不明である。供祭物として鮭がぎめられているので、付近に適当な河川がなければならぬ。そうだとすれば、小矢部川（射水川）沿岸を考えるのが自然であろう。従って、伏木から二上・守山あたりまでの土地にそれを求めたいと思う。射水郡内に「伊勢領」という土地は、小杉町の西南部、高岡市太田の西北部と二か所あり、このいずれかが射水御厨でないかという説もあるが、これらは時代が降って室町時代に伊勢御師いせおしが在地土豪の寄進を受けて設立した伊勢領であろうと考えられる。

賀茂社領新保御厨

前述のように、奈良・平安初期には皇室・院宮・王臣家にも御厨が付属していたが、のちに賀茂社領新保御厨といえは神社のものに限定されるようになり、それも史料的には伊勢神宮と山城賀茂社のみに見られるのである。ここに揚げた新保御厨は、領家が賀茂別雷神社であり、その本家は長講堂である。

寿永三年（一一八四）後白河法皇は院宣を下して、賀茂社領越中国新保御厨など四二か所の神領における武士の狼藉を禁じた。四月二十四日、源頼朝はこの院旨を奉じてこれを沙汰させたことは、「賀茂別雷神社文書」に見える（『県史』八八七頁）。

賀茂別雷神社かもしわけいかづちは上賀茂神社とも呼ばれ、平安時代には王城鎮護の神として朝廷の尊崇を受けた。

長講堂は後白河法皇が仙洞御所（西洞院六条）に営まれた持仏堂であって、正式の名は「法華長講弥陀三昧堂」である。今は京都市下京区五条寺町の塩釜町にあり、浄土宗西山派光明寺に所属する小寺院に過ぎないが、盛時には本堂・

僧座・透渡殿・御影堂・宝蔵などが備わり、莊嚴美麗を極め、所領一八〇か以上に及んだ。建久三年（一一九二）三月十三日の崩御に先立ち、堂の護持と仏法興隆のために莊園が寄進された。これが有名な長講堂領であり、持明院統に相伝された。

新保御厨もこの長講堂領の一つであるが、元来は賀茂別雷神社の御厨であったことは前述のとおりである。この御厨がいつ賀茂社領に寄進されたかは不詳である。新保御厨と賀茂社との関係は室町時代になお保たれており、宝徳三年（一四五二）十二月、後花園天皇は賀茂別雷神社に新保荘を安堵した（『賀茂別雷神社文書』）。

また延徳二年（一四九〇）四月、後土御門天皇は賀茂社の社務貞久に新保御厨を安堵した（『宣秀御教書案』）。

さて新保御厨の所在地はどこであったろうか。これについては二説がある。一つは上新川郡新保村新保付近（現富山市）であり、『大日本地名辞書』がこれを唱え、ついで林喜太郎氏が『越中郷土史』にこれを記した（疑問を残して）。

いま一つは、中新川郡滑川町・水橋町付近とするもので、木倉豊信氏の提唱である。その根拠とするところは、旧西水橋町に新保村（北陸本線の南側）があること、および『越中国式内等旧社記』の左の記事による。

一魚^{うおのみ}躬加茂神社 加積郷魚躬村鎮座、称^ニ加茂宮、故社辺河流云^ニ加茂宮川、旧社也。

一高^{たか}槻賀茂神社 加積庄高槻村鎮座、称^ニ高槻保加茂明神、有^ニ古代鰐口、旧社也。

一高来神社 同郷（^{原郷}針）辻堂村鎮座、称^ニ高来明神、祭神五十猛命、旧社也。

右三社のうち、高槻と魚躬とは現滑川市内であり、辻堂は水橋町内（現富山市）である。高槻・魚躬の両賀茂社は古社である。高槻賀茂社の鰐口は現在立山町浦田の山王神社に保存され、「高槻保、賀茂大明神、永正九年十二月吉日、願主敬白」と陰刻してある。

『富山県神社祭神御事歴』には、辻ヶ堂高来神社について、左の説明を付けている。

中新川郡西水橋町辻ヶ堂高来神社

元無格社加茂社と称し、別雷命を祀りしを、無格社諏訪社、同神明社、同日枝社と共に、村社高来社に合祀して高来神社と称す。

これを要するに、滑川地区、水橋地区には古くから賀茂社が祀られてきた証跡があり、新保村もその近くにあるから、新保御厨はこの地であつたらう、というのである。

旧上新川郡新保村新保（現富山市）には日宮社が祀られているが、隣村の任海（とうみ 現富山市）には加茂神社が祀られている。ゆえに新保・任海付近もまた有力候補地の資格を備えており、なお研究の余地がある。

（註）『滑川の郷土史』（上巻）には、康治二年十月、堀江庄が松室法橋に寄進された時、伊達乃見村・高槻村がその中に入っていたが、翌年五月七日、堀江庄の四至を決定した時には、この両村が除外してある（『県史』六九一、六九五頁）。これはこの両村が加茂社の御厨であつたからではなからうかと疑問を出している。参考のために付記する。なお西水橋町新保村の神社は賀茂社でなくて神明社である。

後院 領吉岡庄

後院ごいんとは、天皇が在位中に、讓位後の隠居所として定めた御所をいう。その後院の所領が後院領であり、皇室の直接支配に属するものである。橋本義彦氏の研究によれば、後院及び後院領

は、あたかも藤原氏の氏長者が伝領する「渡領」わたりようのような性質を帯び、「代々のわたり物」として一括して歴代天皇に伝領されるべき特異な皇室財産となった。さらに白河天皇によつて院政が開かれてから後は、天皇たると上皇たるとを問わず、時の「治天の君」がこれを管領することとなり、殊にその強力なる政治権力のもとに後院領は急速に増大し、その重要性は大いに高まった。白河天皇は讓位後も引続いて後院とその所領を院領として管理し、鳥羽上皇も同様であつた。保元の乱に敗れた藤原頼長らの所領を没官もつかん（政府が没収すること）して、後院領に加えたことは著名な事実である

（橋本義彦「後院について」、『日本歴史』二二七号所収）。

上述のとおり、保元の乱後の処分として、藤原頼長の所領は、保元二年（一一五七）三月二十五日の太政官符を以て

後白河天皇の後院領にくり入れられたが、この時の多数の没官領の中に、越中国吉岡庄がある（『兵範記』『興史』七二九頁）。

それでは、いつ誰の手によって、吉岡庄が藤原頼長（あるいはその父祖）に寄進されたのか。それは全く不明である。吉岡庄の所在地については三説がある。

（一）射水郡八代庄吉岡（現氷見市、旧氷見郡女良村吉岡） 石動山の山ふところにあり、地形的に無理である。

（二）新川郡大田庄吉岡（現富山市、旧上新川郡熊野村吉岡）

（三）砺波郡五位庄吉岡（現福岡町、旧西砺波郡西五位村馬場）

右の三説のうち、五位庄吉岡説が最も有力である。旧五位庄一帯の真宗本願寺派の寺院組に、「吉岡組」と称する組があるのは、旧来の伝統をうけついでものであろう。『越中志徴』は吉岡庄の所在を五位庄地域に決めて、他は誤りなりと断言している。五十嵐篤好はその著『郷庄考』の中に、五位庄馬場村に吉岡谷ありと言っている。

文治元年（一一八五）、全国の荘園たると公領たるとを問わず平均に地頭が補任された時、吉岡庄にも某成佐が地頭に補せられた。しかし不法の行為が多かった為に、後院庁から抗議あり、文治三年（一一八七）二月、頼朝は成佐を解任した（『吾妻鏡』巻七）。

石清水八幡宮領殖生保 殖生保は小矢部市の旧石動町の西南方にある。そこは北陸街道俱利伽羅峠の東側山麓にあたり、古来から交通の要衝であった。源平俱利伽羅の合戦に際しては木曾義仲軍の本営のおかれ

た地であり、ここに鎮座する殖生八幡宮（護国八幡宮）に対して、木曾義仲が戦勝を祈願したことは、『平家物語』にも『源平盛衰記』にも詳しく記されている。

この地に八幡宮が勧請されたのはいつであるか不詳であるが、俱利伽羅合戦以前であることは明らかであり、その理由として、それより以前にここが石清水八幡宮の荘園になっていたことがあげられる。

埴生保が石清水八幡宮領となつたのは延久元年（一〇六九）以後、保元三年（一一五八）以前であらう。その故は、後三条天皇は莊園整理を断行した英邁な天皇として有名であるが、延久元年（一〇六九）に太政官内に記録所を設け、寛徳二年（一一〇四）以後の新立莊園を禁じ、券契不明の莊園は停止した。その当時、一二〇か所に及ぶ石清水八幡宮の莊園の中には、埴生保は含まれていなかった。しかるに保元三年（一一五八）十二月三日の太政官符にはじめて埴生保が見えるのである。すなわち、山城石清水八幡宮寺領越中埴生保など諸國に散在する莊園が、多く領家・預所などに掠取されたため、別当勝清がこれを訴えたのに対し、官宣旨を下してこれを停止させたのである（『（『累史』）七三頁』）。

恐らく延久元年以後、保元三年以前に埴生保は石清水八幡宮寺に寄進され、その管理の為に下司（『累史』）が置かれ、莊民の精神統制の中核として八幡宮が勧請されたのであらう。

（註）『吾妻鏡』卷二、養和元年（一一八二）十一月の条に、故源頼政の近臣埴生盛兼の壮烈な最後（自害）を遂げたことを記しているが、『吉記』にもこのことを記し、埴生盛兼を弥太郎盛兼としている（『（『累史』）七九八頁』）。この埴生盛兼は越中埴生保の下司かその一族の者かと思われるが、確証はない。『源平盛衰記』卷十五、「宇治合戦付頼政最後の事」の章に、「因幡國の住人弥太郎盛兼」と記してあるが、鳥取県立図書館の調査によれば、因幡國に左様な武士は史上に見えない、また地名として、埴生はないが土生はある、ということである。

松尾神社領松永庄

松尾神社は京都市右京区嵐山宮町の松尾山麓に鎮座する。旧官幣大社であつた。昭和二十五年（まつのお）松尾大社と改称した。大山（おやま）咋命と市杵島姫命を祀る。もと秦氏（はた）の氏神であつたが、平安奠都以後は賀茂社とともに新京鎮護の神となり、賀茂社を東の敵神と称したのに対し、西の猛靈と称した。古来、寿福の神、酒徳の神として民間の崇敬の厚い大社である。

松永庄は小矢部市松永村・松尾村（旧北蟹谷村）を中心とした莊園で、俱利伽羅峠の東麓にあり、埴生保の南に接する。松永庄は平安後期以来、山城国松尾神社の莊園となつたようであるが、いつ、誰によつて寄進されたか明らかでない。

建久七年（一一九六）六月十七日付、源頼朝の袖判のある山城国松尾神社文書には越中松永庄のことが記してあるので、次にそれを掲げよう（『鎌倉遺文』第（二）巻、八四九号）。

松尾社司申三箇条事、解状□□預候了、

参川国設楽庄如所進證文者、公領之時、国司庁宣許候歟、（中略）

越中国松永庄地頭貞近、縦雖非重代之者、任庄務之間、懈怠不候者、強不及訴訟候哉、但度々依其沙汰出来候、随社家之下知、一事已上不可対捍之由、成下文候了、依為社家訴、任被仰下之旨、可令停止貞近地頭之由、所令成進下文候也、

甲斐国志摩庄者、（中略）

（付箋）「右大將頼朝御判」

「建久七」 建久七六月十七日

六月十七日 頼朝（花押）

この文書は、松尾神社々領たる三河国設楽庄、越中国松永庄、甲斐国志摩庄について、社家の訴えを裁判したものである。越中国松永庄についていえば、地頭貞近（姓不明）に不法の行為あり、社家の訴えにより、貞近の地頭職の停止を命じたものである。

建久七年といえは平家滅亡の年よりわずかに一年後であり、松永庄が松尾神社領となったのは平安時代に溯ると考えてよいであろう。現在も小矢部市松永村の南に接して松尾村があり、ここに松尾神社が祀られているのは、平安時代の昔に、京都の松尾大社を勧請したものであろう。建久七年のこの文書は疑文書のうたがいがあるといわれている。



松 尾 神 社 （小矢部市松尾）

ることを付記しておく。

新熊野社領 新熊野社は京都市東山区今熊野いまぐまのにある新熊野神社をいう。往古は官幣社で、多くの社領を有し
立山外宮 たが、後年衰頹し、応仁の兵火に罹りことごとく荒廃した。寛文六年（一六六六）に再建された

が昔日の悌はなく、現今は小社である。

後白河法皇は深く熊野の神を崇敬し、熊野の御幸実に三四度に及んだ。よって紀州の熊野本宮を京都に勧請されんとし、永暦元年（一一六〇）ここに新熊野社を創建し、応保二年（一一六二）遷宮され、今熊野といい、すこぶる優遇された。すなわち養和元年（一一八一）に至るまでに寄進せられた莊園は、一五国、二八か庄の多きに及び、生涯を通じての御参籠は一五〇余度に及んだと伝えられる。

平安末期、養和元年（一一八一）十二月、後白河院庁は、山城国新熊野社に下文を遣わし、社領二八か所に対して、臨時国役などを免除した。その中に「越中国立山外宮」が入っている（『いまくまの県史』八〇〇頁）。

この「立山外宮」はどこにあったかについては、古来論議がかわされてきた。それには三説がある。

第一、『越中国式内社等旧社記』には、射水郡日宮神社の項に、次のとおり記している。

日宮神社 八代庄戸津宮とつみや村鎮座、称戸津宮、立山之外宮也、故云戸津宮、

この神社は、現在氷見市戸津宮の産土神父宮神社の境内社となっており、祭神は天照皇大神である。しかし日宮社も父宮神社（旧名五社権現）も立山信仰と関係はなく、かつ山間僻地で、ここに大きな莊園があったとは思われない。

第二、『富山県の歴史と文化』には、新川郡岩峠寺村の地をあてている。これより先、木倉豊信氏は「越中に於ける皇室御領と勤王」（『富山史学』第二号昭和九年刊）において、「立山外宮とは本宮に対して山麓の岩峠・芦峠の社壇を指したものとすれば、恐らく龐大なる莊園を有した筈である。」と述べている。

第三、近年石原与作氏は、右兩説を否定して、富山市南郊の太田本郷の刀尾神社を中心とする付近一帯の土地であろうと提案した。この刀尾神社の北東の水田中にトツミヤと呼ぶ小堂あり、昔は毎年三月三日はこの宮の祭日であったという（詳細は『大山』
町史』参照）。

この地は、常願寺川の扇状地の伏流水が、この辺から今泉付近にかけて湧出する地帯であり、ここにはかつて岩峠寺の別院として立山道場が建立されたものと考えられる。江戸時代から明治末期まで、さいく西国方面、加賀・能登、越中の富山以西の立山参拝者は、必ずこの刀尾神社に参拝する習慣であり、高野山における橋本宿しやくの役割を果たしていたという（『立山文化遺蹟
調査報告書』）。ゆえに新熊野社領立山外宮は、太田本郷を中心とした地域であろうというのである。筆者は第三説を採りたい。

東大寺領入善庄

入善庄は町村合併前の、旧入善町・横山村・梶山村・上原村などを含んだ地域、つまり旧入善町を中心として、東方の入川に至る地域のどこかにあったらしい。江戸時代の区画によれば、入善郷は左の一五の村落を含んでいた。平安時代の荘域と江戸時代の郷域とが、必ずしも一致するとは限らぬが、参考に挙げておく。

入膳 君島 入膳新 古川 八幡 横山 春日 藤原新 梶山新 田又 荒又 梶山 小杉新 青島 神林新

入善庄が史料にはじめてあらわれるのは、大治（一二二六～三二）のころである。それは東大寺領越中国の諸荘園が退転して有名無実になった為に、その代りとして入善庄が東大寺に施入せられたのである。次に、その経緯について略述したい。

奈良時代、越中国には広大な東大寺領荘園が一〇か所あったこと、それらが初期荘園あるいは自墾地系荘園と称せられる類型のものであることは、史上顕著な事柄である。

しかるに、この多数の広大なる東大寺領越中国諸莊園は、律令制の弛緩とともに次第に衰頹してゆき、莊園の荒廢、年貢の未進を記した文書が年を追うとともに増加してゆく。莊園の数も、もと越中国内に一〇か所あったものが、長徳四年(九九八)には七か所に減り、「右郡々庄々悉荒廢」と注している(『『累史』五一九頁)。その七か所の中には、新川郡大荆庄田一五〇町、同郡丈部庄田九〇町八反一一六歩、が記してある。

それから七年後の寛弘二年(一〇〇五)の文書には、越中国砺波郡狩城庄・石粟庄・射水郡須賀庄・俣田庄・新川郡大荆庄・丈部庄などへ、検田收納及び未進地子の勘納のために、寺使を派遣したことを記している(『『累史』五二八頁)。

これらの荒廢し退転した東大寺領旧莊園の代りに、新たに与えられたのが入善庄であった。「東大寺三綱等解案」
(東大寺文書第四回
採訪第三十三所収) には次の文書が載せてある(傍点は筆者)。

東大寺三綱等解 申請 関白殿下政所□事

○中略

一欲以同仏聖免小東庄余田、宛行恒例受戒用途料事、

○中略

右当寺受戒用途者、本為当国所役也、毎年所勤行五ヶ日也、而依不叶国勤并則自中古相廻七ヶ寺三ヶ年一度勤行三ヶ日付、旁為諸寺敷之間、去大治之比、寺領越中国顛倒庄之代、立替入善庄一処、偏為受戒料毎年勤行来之処、件庄近年為大河被押流、自然荒廢了云々、因茲無用途料不能勤行、南京大敷也、爰寺領仏聖免内小東庄本免十一町之外、加税田畠少々相交、同為寺領之条敢無相違之処、去天養元年当国御檢注之時、始被注分於余田之日、寺家注子細依命訴申御免除了、(下略) (『『龜谷泰彦論文』「東大寺領小東庄の構成」より引用、日本社会経済史研究會所収)

この文書を要約すると、次のようになるのであろう。

(一) 大治(一二六〇三)のころ、東大寺領越中国諸庄が顛倒されたので、その代りに入善庄が与えられた。

六三五

二四四戸となり宇多天皇の御宇には正一位勲一等の極位を授けられ、朝廷・国司・庶民の尊崇を集めた。平安末期、その神領は鳥羽上皇の院を本家と仰いで莊園化し、美福門院・八条院・春華門院・順徳院・後高倉院・後宇多院・後醍醐天皇と、大覚寺統へ伝領された。南北朝時代に新田義貞らが敦賀の金ヶ崎城に恒良・尊良両親王を迎えて、宮方の勢力挽回に奮闘したのは、大覚寺統の所領と関係が深い。また宗良親王が興国三年（一二四二）春、越中奈呉浦に來り、同五年の春までここに潜居したのは、奈古浦が氣比神宮領であり、大覚寺統と結びついていたからである。

奈古浦は氣比神宮の神領であったので、早くから奈呉浦に氣比の末社が勧請された。正徳二年（一七二二）九月の「射水郡堂宮社人山伏持分并百姓持分相守申書上ケ申帳」には、

一、氣比大明神 放生津村

とあり、現在は住吉社と合祀されて、

氣比住吉神社 放生津一九六四番地

となっている。

（註）『新湊市史』には氣比社領奈古浦について詳細な記述がある。

三、越中莊園の諸問題

莊園成立の年代

平安末期に設立された越中の莊園は、史料によって確認できるものが一六か所、推定によるもの二か所、合計一八か所あるが、これを年代順にならべてみると、次のようになる。ただし立莊年次の明らかにわかるものは、倉垣庄・堀江庄・弘田御厨の三庄に過ぎず、他はすべて推定である。しかし推定といっても、それなりの根拠に基づいているから、大勢を概観するには、大きな支障はないと思うのである。